

問41 公害保健福祉事業

転地療養事業とはなんですか。

答 気管支ぜん息等の疾病により損なわれた被認定者の健康の回復、保持及び増進を図るために、空気の清浄な自然環境において療養していただき、健康管理の指導や療養生活上の相談を行っています。

転地療養事業に参加できるのは、障害の程度が2級、3級、及び級外の方で、主治医の参加承諾書が必要です。

参加者の募集は、毎年、転地療養事業の開催前に通知しておりますので、参加を希望される方は、愛知県環境部環境政策課あてお申し込みください。



問42

公害保健福祉事業

家庭療養指導とはなんですか。

答

保健師が、被認定者の方の家庭を訪問して、療養上の指導、保健指導及び日常生活の指導を行っています。

訪問指導を希望される方は、愛知県知多保健所へお申し出ください。

問43

公害保健福祉事業

インフルエンザ予防接種費用補助事業とはなんですか。

答

インフルエンザの予防接種について、被認定者の方が自己負担した費用の補助を行うものです。

予防接種を受ける方の年齢に関係なく、また新型・季節性を問わず、全てのインフルエンザの予防接種について対象としています。

毎年、事業の実施について、申請書類を送付しておりますので、該当される方は申請してください。

なお、記入方法など、ご不明な点がございましたら、愛知県環境部環境政策課にお問い合わせください。



問44 不服申立て

障害の程度（等級）の診査や補償給付の支給決定に不服がある場合には、どうしたらよいですか。

答 知事が行った認定や補償給付の支給に関する処分に不服がある方は、まず、その処分を行った知事に対して異議申立てをすることができます。

異議申立てに対する知事の決定に不服があるときは、公害健康被害補償不服審査会（環境大臣の附属機関）に対して審査請求をすることができます。

さらに、審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決に不服がある場合には、裁判所に対し処分取消しの訴えを起こすことができます。

なお、この訴えは、公害健康被害補償不服審査会の裁決がでた後でなければ起こすことができません。

問45 不服申立て

異議申立ての手続きは、どのようになっていますか。

答 「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定又は補償給付の支給に関する知事の処分等に対して不服がある方は、知事に対して異議申立てを行うことができます。

異議申立ては、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければなりません。

異議申立てについては、愛知県環境部環境政策課又は愛知県知多保健所にご相談ください。

問46 不服申立て

審査請求の手続きは、どのようになっていますか。

答 審査請求は、異議申立てに対する知事の決定に不服がある場合、公害健康被害補償不服審査会（環境大臣の附属機関）に対して行うことができます。

審査請求は、異議申立てに対する知事の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。